



8月31日提出  
申2号

## 〔長岡営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について〕に関する申し入れ提出!

10月1日施策実施が迫る中で組合員、そして多くのJR労働者から不安の声が寄せられていることから申2号として申し入れました。9月7日に団体交渉開催が決まりました。働きがいのある労働環境の整備を目指して交渉に臨みます。

1. 長岡営業統括センターを設置する目的を明らかにすること。
2. 長岡営業統括センターにおいて、お客さまに近い場所で総意を発揮し、自己の成長と新たな価値創造が実現できる組織への具体的なプロセスを明らかにすること。
3. 長岡営業統括センターにおいて、『安全』や『地域』との関係を維持しながら鉄道オペレーションをサステナブルに運営できる組織への具体的なプロセスを明らかにすること。
4. 長岡営業統括センターにおいて、成長戦略を強力に推進し、収益力を強化し、変革のスピードアップが実現できる組織への具体的なプロセスを明らかにすること。
5. 長岡営業統括センターにおいて、時代の変化に柔軟に対応できる組織への具体的なプロセスを明らかにすること。
6. 施策実施により、安全がどのように向上するのか明らかにすること。
7. 施策実施により、お客さまサービスがどのように向上するのか明らかにすること。
8. 長岡営業統括センター発足時点の指揮命令系統を明らかにすること。
9. 長岡営業統括センターと長岡エリア各現業機関との連携について、具体的な業務内容を明らかにすること。
10. 長岡営業統括センター発足によりエリア内の販売体制に変更があるのか明らかにすること。
11. 長岡営業統括センター発足時における企画業務の具体例を明らかにすること。
12. 長岡営業統括センターの社員に他の現業機関との兼務発令を行う考えがあるのか明らかにすること。
13. 各担務に精通するプロをどのように養成するのか明らかにすること。
14. 長岡営業統括センター配属の新入社員の業務内容、教育・育成・及びキャリア加算の考え方について明らかにすること。
15. 鉄道オペレーションを3ブロックに分ける必要性を明らかにすること。また、ブロック毎の勤務指定、勤務操配の考え方を明らかにすること。
16. 長岡営業統括センターの業務や担務、及び新たな働き方においてエルダー社員の運用を明らかにすること。
17. 長岡営業統括センターにおけるフレックスタイム制の適用を明らかにすること。
18. 長岡営業統括センター内の各勤務地において、いわゆる通勤超勤の『経過措置』における移動時分の考え方をそれぞれ明らかにすること。
19. 長岡営業統括センター所属社員の寒冷地手当支給区分を明らかにすること
20. 長岡営業統括センターにおける労働基準法等に定める過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者を選定する事業場の単位を明らかにすること。

- 21.長岡営業統括センター所属社員の「新たなジョブローテーション」における「同一担務」の考え方及び「同一担務の従事期間」の捉え方について明らかにすること。
- 22.長岡営業統括センターに兼務となる長岡運輸区の対象者を明らかにすること。
- 23.長岡運輸区から長岡営業統括センターへの兼務者の定期訓練、定例訓練及び駅の勉強 会出席対象者を明らかにすること。
- 24.10月1日以降、車掌が駅業務を行うための教育スケジュール及び習熟度の判断基準 を明らかにすること。
- 25.長岡営業統括センター社員が長岡運輸区兼務で乗務する場合の見習いに対する考え方を明らかにすること。
- 26.乗務行路以外で駅業務に従事することがあるのか明らかにすること。
- 27.異常時等で駅業務中に乗務への業務指示はあるのか明らかにすること。
- 28.駅業務を乗務開始前に行うこととした理由を明らかにすること。また、行路の途中・乗務終了後に駅業務に従事する考えはあるのか明らかにすること。
- 29.駅業務混み行路の出勤から乗務開始までの足取り及び労働時間の内訳を明らかにすること。また、携行品・公金・私金の取り扱いについて明らかにすること。
- 30.駅業務混み行路におけるアルコール検知器の検出時機、及び数値を検知した際の駅業務継続の可否について明らかにすること。
- 31.不測の事態で駅業務混み行路の社員が出勤できない場合、代替手配の考え方を明らかにすること。
- 32.育児・介護 A 勤務者のその他時間に駅業務が指示されることがあるのか明らかにすること。
- 33.長岡運輸区における相互運用について以下の考え方を明らかにすること。①相互運用を行う対象者②エルダー社員の運用
- 34.相互運用における貸与品(カバン、コート、時計)についての考え方を明らかにすること。
- 35.混み行路において、公金や POS を運転士で乗務する際の保管等について明らかにすること。
- 36.1 行路で運転士業務と車掌業務を行う混み行路を運用する考えはあるのか明らかにすること。
- 37.運転士・車掌の混み行路は、運転士行路の一部で車掌業務を行うことなのか、車掌行路の一部で運転士業務を行うことなのか明らかにすること。
- 38.混み行路において準備時間・整理時間の考え方を明らかにすること。
- 39.混み行路において各箇所の折り返し時間のモデル時間の考え方を明らかにすること。
- 40.運転士行路における車掌業務の混み行路の1 継続乗務時間の考え方を項目ごとに明らかにすること。(別紙例 1 の運用行路表参照) ①この場合は乗務可能であるか。②乗務員都合やダイヤ乱れで、急遽 B 駅から 2M を運転士として乗務させることはあるか。③B 駅での停車時間(1M~2M)10 分間と、A 駅での停車時間(2M ~ 3M) 10 分間、及び C 駅での看視時間の 10 分間は、運転士としての「行先地の時間」と考え、1 継続乗務時間としての考えで良いか。④1M から 3M の C 駅入換までの 1 継続乗務時間の中で、運転士としての継続乗務時間は累計されるのか。⑤この行路の 1 勤務の労働時間 A の限度は、深夜帯の乗務時間を累計して 14 時間で良いか。
- 41.運転士・車掌の混み行路での行先地の時間は、一部でも運転士として乗務した場合は全て「運転士として乗務する場合」の適用になるのか明らかにすること。
- 42.運転士・車掌の混み行路で 15 分以内及び 16 分以上の「折り返し運用」「段落とし運用」に対する乗務員手当「時間額」の考え方を明らかにすること。(別紙例 2 の運用行路参照) ①往路を運転士として乗務し、終着駅(B 駅)の行先地の時間が 15 分で、復路を車掌として折り返し乗務する場合の時間額。②1 個列車で途中駅(B 駅)まで運転士として乗務し、段落として終着駅(C 駅)まで車掌として乗務する場合の、B 駅での停車時間が 15 分の場合の時間額。③1 個列車で途中駅(B 駅)まで運転士として乗務し、段落として終着駅(C 駅)まで車掌として乗務する場合の、B 駅での停車時間が 16 分の場合の時間額。④1 個列車で途中駅(B 駅)まで車掌として乗務し、段落として終着駅(C 駅)まで運転士として乗務する場合の、B 駅での停車時間が 16 分の場合の時間額。